

# 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会埼玉県地方部会会則

## 第1章 総 則

### 第1条

- 1 本会は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会埼玉県地方部会と称する。
- 2 本会は一般社団法人埼玉県医師会内に事務所を置く。

## 第2章 構 成

第2条 本会は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下、「日耳鼻学会」という）定款第3章第5条に示された日耳鼻学会会員と、その他この会で定められた会員をもって組織する。

## 第3章 目的及び事業

第3条 本会は日耳鼻学会の目的を達成するための事業を行うとともに、会員相互の親睦を計ることを目的とする。一部の事業は、必要に応じて埼玉県耳鼻咽喉科医会へ委託運営する。

第4条 本会は埼玉県耳鼻咽喉科医会と合同で「埼耳鼻会報」を発行し会員はこれに投稿することができる。本会の発行する機関誌「埼耳鼻会報」は正会員及び準会員に各1部ずつを無料配布する。但し、特に追加希望する会員には有料（2,000円）とする。

第5条 本会の円滑な運営に資するため各部及び各種委員会を設け事業を行なうものとする。それぞれの長は常任理事が担当する。

## 第4章 会 員

第6条 本会会員となるには、必ず部会長の承認を得なければならない。

第7条 会員が住所・氏名・勤務先等を変更した時は、速やかに、本会事務局に届け出なければならない。

第8条 会員は本会の行う研究会及び講演会に参加することができる。

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死 亡
- (3) 除 名
- (4) 本会の解散

第10条 会員が本会を退会しようとする時は、理由を付して退会届を提出し、部会長の承認を経なければならない。

第 11 条 会員が次に該当するときは、総会の議決を経て部会長が勧告又は除名することができる。

1. 会員としての義務を怠ったとき
2. 本会の名誉を傷つけたとき

## 第 5 章 役員、顧問、参与

### 第 12 条

1 本会に次の役員を置く。

部 会 長 1 名

副部会長 3 名

常任理事 若干名

理 事 30 名以内（部会長、副部会長、常任理事を含む）

監 事 2 名

2 本会に顧問・参与を置くことができる。

### 第 13 条

1 部会長は正会員による選挙で選出する。

2 部会長以外の役員は、部会長が選任し、本会総会において承認を受ける。

3 日耳鼻学会施行細則第 21 条に則り、部会長が日耳鼻学会参与を推薦することができる。

第 14 条 部会長は本会を代表し、会務を総理する。

第 15 条 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、部会長の職務を行う。

第 16 条 役員任期は 2 年とする。

2 任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わねばならない。

第 17 条 役員に欠員を生じたときは、速やかに補充せねばならない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 18 条 監事は本会の業務及び経理を監査する。

## 第 6 章 代議員の選出

第 19 条 本会は日耳鼻学会代議員を選出する。

選挙基準は日耳鼻学会代議員選挙規則に準ずる。

## 第 7 章 総 会・理事会・学術集会

第20条 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合、理事会の議を経て、部会長が招集し、その議長となる。

第21条 次の事項は定時総会に提出して、その議決を経なければならない。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. その他役員会において必要と認めた事項

第22条

- 1 総会は正会員の1/3以上の出席をもって成立する。
- 2 総会に出席しない会員は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる。

第23条

- 1 総会の議決は正会員の出席者の多数決による。可否同数の場合は議長がこれを裁決する。
- 2 規則の変更は、正会員の出席者の3分の2以上の同意を要する。

第24条 総会の議事の要項及び議決した事項は会員に通知する。

第25条

- 1 理事会は役員を以て組織し、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 顧問・参与は理事会に出席し意見を述べることができる。

第26条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

1. 総会の招集及び提案すべき事項
2. その他重要な事項

第27条 本会は学術集會を年1回以上、部会長が主催してこれを開催する。学術集會には、準会員・臨時会員も出席して発言することができる。

## 第8章 会 計

第28条 本会の経費は会費、負担金及び寄附金、その他の収入を以て充てる。

第29条 本会の会費を理由なく2年以上納入しないときは、会員資格を喪失する。

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則 この規則は昭和49年10月10日より施行する。

平成24年10月14日 一部改正

平成27年6月28日 一部改正

平成28年9月16日 一部改正

令和4年7月31日 一部改正

## 施行細則

### (会員規定)

- 1 正会員は日耳鼻学会員にならなければならない。
- 2 日耳鼻学会埼玉県地方部会会則施行細則第1項以外のもので本会の目的に賛同するものは、会長の推薦により理事会の承認を経て準会員・臨時会員として入会することができる。
- 3 会員を分けて次の通りとする。

正 会 員 …日耳鼻学会埼玉県地方部に所属する医師 (13,000 円)

準 会 員 …医師以外の者、耳鼻咽喉科以外の医師、他都道府県地方部会員等、本会が特に認めたもの (8,000 円)

臨時会員 …学術集会の演者等、総務・学術委員会が特に認めたもの (3,000 円)。  
臨時会員費用は都度支払いを要する。

### (会長選出規定)

- 1 会長選出は選挙管理委員会が管理運営する。
- 2 選挙管理委員会は会長選出期日の 30 日前までに告示する。
- 3 候補者は会長選出期日の 20 日前までに文書を以て選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、祝日や公的にやむを得ない場合は前日とする。
- 4 定員を超えた場合は投票による選出を行ない、投票、開票などは選挙管理委員会が管理する。
- 5 会長選出における届出締切後、選挙管理委員会は候補者一覧を作成し、公示する。
- 6 選挙により会長を選出する場合は、次のものを会員宛てに送付する。
  - (1) 投票用紙
  - (2) 候補者一覧
  - (3) 候補者の経歴・所信
- 7 候補者が辞退をする場合は、会長選出期日の 20 日前までに候補辞退届出書を選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 8 投票は原則として郵送にて行う。

### (役員選出規定)

- 1 副部長、常任理事、理事、監事は、部長が選任し、定時総会にて承認を受ける。但し、補欠役員の選出は適宜に行うものとする。
- 2 副部長 1 名は開業医群、残り 2 名は大学病院を含む病院群から選出する。

(委託事業)

- 1 埼玉県耳鼻咽喉科医会に委託する事業の内容ならびに経費は常任理事会において決定される。

(顧問及び参与選考基準)

本会の現職を退いて次の各項に該当する者

1 顧 問

1. 本会の会長に就任した者
2. 本会の発展に特に功労のあった者

2 参 与

1. 本会の副部会長に就任した者
2. 本会の発展に功労のあった者

附 則 この規則は平成 28 年 9 月 16 日より施行する。

令和 4 年 7 月 31 日 一部改正